



令和7年12月12日

不動産・建設経済局不動産業課

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

マンション標準管理者事務委託契約書、マンション標準管理委託契約書、 管理業者管理者方式を採用した場合における マンション標準管理規約(書き換え表)を策定・改正しました ～マンションの管理の適正化に向けて～

本年改正されたマンション管理適正化法の来年4月1日の施行に向け、管理業者管理方式の場合の管理者事務委託契約書のひな形となる「マンション標準管理者事務委託契約書」、管理業者管理者方式の場合に対応した「マンション標準管理委託契約書」及び「マンション標準管理規約（書き換え表）」を策定・改正しましたので、公表します。

1. 策定・改正の概要

○マンション標準管理者事務委託契約書【策定】

- ・管理業者の業務内容、印鑑等の保管、利益相反取引の制限 等

○マンション標準管理委託契約書【改正】

- ・定期の説明会開催による組合員等に対する報告義務、契約行為の相手方、利益相反取引の制限 等

○マンション標準管理規約（書き換え表）【策定】

- ・管理者に関する基本的な事項、管理者の退任・辞任・解任時の措置、利益相反取引に関する事項 等
詳細は別添をご確認ください。

2. 策定・改正後のマンション標準管理者事務委託契約書等について

策定・改正したマンション標準管理者事務委託契約書等については、次のホームページで公表します。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000184.html

『国土交通省 HP トップページ』 『政策情報・分野別一覧』 『土地・不動産・建設業』
『マンション管理業』 『マンション管理業に関する制度』

3. 資料

- ・【別添】策定・改正の概要

【問い合わせ先】

（契約書に関すること）

不動産・建設経済局 不動産業課 相澤、牧浦

電話：03-5253-8111（代表）

（規約に関すること）

住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 山岸、柴田

電話：03-5253-8111（代表）